

報告会社 御中

一般社団法人
近畿ブロック昇降機等検査協議会

平成23年度 2月分 受付状況ご通知(月報)

拝啓、早春の候、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は、定期検査報告につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、2月締めのお受付台数は15,724台で本年度累計は132,045台、前年度同月比102.8%、前年度累計比106.6%となりました。
つきましては、下記の項目についてご連絡致しますのでよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 「要是正の指摘」の改善報告について

- ① 要是正の指摘項目が完了次第、早急に「要是正の指摘あり」の改善完了届を提出し、安全である「信頼」の指標としての定期検査報告済証の掲示をしていただくようお願い致します。
- ② 又、要是正指摘が既に完了されているにも係らず、次年度の定期検査報告時に併せて報告されている物件が数多くあり、指摘の改善がされ次第、上記の「改善完了届」の提出をお願い致します。
○「改善完了届」については、昇降機定期検査実務要綱 2011年版 2-12に記載しております。又、弊協議会ホームページ「帳票ダウンロード」欄にて届出用紙がダウンロードできます。

2. 定期検査報告書の「有効期限内報告」について

平成23年4月～翌年2月の11ヶ月で、有効期限を超えて提出された定期検査報告書が5,687件で不良率4.3%(前年同月累計比:7,415件、不良率6.0%)となっている。前年と比較すると1,728件減少しているものの、まだ数多くの有効期限を超えた報告書が提出されております。この事態を行政庁の担当官も大変憂慮されております。
については、「有効期限内報告」へ取り組みの強化を図っていただくようお願い致します。

3. 施錠装置の検査について

検査事項 : スイッチの作動の状況

検査方法 : 昇降路に点検口が設けられている場合には、戸が開いた時にエレベーターを動かさないようにするためのスイッチが取付けられていること及びスイッチが作動した時にエレベーターが動かないことを確認する。尚、煙感知器の点検口のスイッチは、設置の位置や施錠の方法により、安全に作動確認が出来ない場合、消防点検の結果で確認する他、スイッチが作動した信号を模擬的に入力する等により、エレベーターが動かないことの確認で構いません。

以上周知方よろしくお願い致します。

4. 前回の定期検査時からの変化の確認について

初期値(新品時の値、設置時の値)又は、前回検査時の値と比較して確認するものです。前回の定期検査時の値等が分からない場合は、次のように対応してください。

検査の項目及び事項	判定
巻上機「パッドの厚さの状況」	要重点点検
釣合おもり底部すき間「すき間の状況」	要重点点検

パッドの厚さの状況、釣合おもり底部すき間については、平成20年4月1日国住指第2号「建築基準法施行規則の一部改正等の施行について(技術的助言)第2留意事項 3昇降機の検査 (1)検査及び報告」で要重点点検と判定し、維持保全の中で重点的に点検するように指導する必要があるとされています。

以上